

「子どもの貧困対策」別表現について

参考資料

<考え方>

- ・一般的に「子どもの貧困」と聞くと、経済的困窮をイメージしてしまう。
豊田市としては、“経済的困窮”に限定されない、子どもの権利に関する総合的な課題としてとらえたい。
- ・子どもにもわかりやすい表現にする。
- ・「だれに」「なにを」「どうしたい」が伝わる表現にする。

<語群集>

だれに(の)	何を		どうしたい		
子ども	貧困		対策		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>子ども</u> ・子どもたち ・とよたの子ども ・とよたの子どもたち ・<u>とよたっ子</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>幸せ</u> ・幸福 ・喜び ・祝福 ・ハッピー ・ハピネス ・ウェルビーイング 	<ul style="list-style-type: none"> ・未来 ・夢 ・希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐ ・<u>つながる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>広がる</u> ・拡大 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・健やか 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊か 	<ul style="list-style-type: none"> ・増進 ・倍増 ・増量 ・いっぱい 	<ul style="list-style-type: none"> ・守る ・保障 ・<u>救済</u> ・見守る 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくる ・創造 ・生成 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援 ・支援 ・支える
	<ul style="list-style-type: none"> ・安心 ・<u>安心の絆</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・絆 ・つながり ・輪 	<ul style="list-style-type: none"> ・育む ・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・解決 ・解消 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>困りごと</u> ・問題 ・格差 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感 ・自己実現 ・自分らしさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・かなえる ・実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・輝く 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・届ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・届ける 	

「子どもの貧困対策」の別表現について

○事務局案

案1

とよたっ子幸せつながるプロジェクト

- ・だれに=とよたっ子
- ・何を=幸せ
- ・どうしたい=つながる
- ・豊田市のすべての子どもたちが、目指す姿である「子どもの幸せ」につながる計画である。
また、子どもの幸せな将来へもつながるという意味。
- ・豊田市民全員が参画し、支援のネットワークを広げ、子どもが幸せに暮らすことができる社会へとつながるという意味。

案2

子ども安心の絆広がるプロジェクト

- ・だれに=子ども
- ・何を=安心の絆
- ・どうしたい=広がる
- ・子どもの権利が保障され、子どもたちが安心して暮らせる社会を広げていくという意味。
- ・子どもたちが安心に暮らし、成長できるよう、地域が助け合い、支えあって子どもたちを守り育てていくという意味。

案3

子どもの困りごと救済プロジェクト

- ・だれに=子ども
- ・何を=困りごと
- ・どうしたい=救済
- ・子どもが困っていることから助けるという意味

子どもの貧困対策の掲載事業について ※表現は検討中

【施策の方向性】

- 子ども条例を念頭に「子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことのできる社会」を目指し、「子どもの自己肯定感の向上」、「地域支援力の向上」、「深刻な困難を抱える家庭への適切な支援」、「貧困の連鎖の解消」を推進する。

基本施策1 子どもの権利保障

子ども自身が自分の権利を大切に自己肯定感を持てるよう、また大人は子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、協力して子どもの育ちを支え合えるよう、子どもの権利の啓発や、学習の機会等の活動を行う。

基本施策2 共働による支援ネットワーク

庁内での連携を図るとともに、各地域におけるコミュニティと連携・共働し、必要な支援へつなげる仕組みを構築する。

基本施策3 教育の支援

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会の均等化を図るべく、学習支援や高校、大学等進学への経済的支援を行い、すべての子どもへ充実した学びを保障する。

①学校教育による学力保障

☆「第3次教育行政計画」重点施策1：「一人ひとりの学びの確保」

②教育費負担の軽減

基本施策4 生活の支援

貧困状況にある子どもや家庭が社会的孤立を深めることなく、深刻な状態に陥ることがないよう、保護者等の安定した生活や自立に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備する。

①保護者と子どもへの生活支援

②妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策5 保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援する。また、手当ての支給のほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経過基盤や生活の場が保たれるよう支援を行う。

①就労相談や資格取得など、就労支援の充実

②各種手当や医療費助成、就学援助など経済的支援の充実

子どもの権利保障

参考資料

※番号の網掛けは第2次子ども総合計画策定後の新規事業

事業名	事業内容
1 子どもの権利啓発事業	子どもの権利について理解を深める機会を作ります。(中学校での巡回講演、子どもに関する団体への研修会等)
2 子どもの権利学習プログラムの実施	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム(幼児版、小学生版(低学年、中学年、高学年)、中学生版、保護者版)を実施します。幼児には園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで、保護者には学校のPTA活動や交流館の講座などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。
3 子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発	育ち学ぶ施設(学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など)及び、地域で子どもに関するボランティア活動団体等における人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設ける。
4 保護者向けに”豊田流子育て”の考え方や支援情報の提供	保護者向けに、子どもの年齢や発達にふさわしい家庭での子育てができるよう、子どもの権利に関する内容を取り入れた、親ノートの再編と親育ち交流カフェの実施方法の見直しを行う。
5 「人権を考える集い」の開催	小中学校において、人権全般に関する講演会と公開授業・意見発表などを開催し、人権意識の高揚を図ります。
6 「人権移動教室」の開催	人権擁護委員の協力により、こども園・小学校の園児・児童をはじめ、市民を対象に大型紙芝居やビデオなどを用い、人権啓発活動を実施します。
7 子ども総合支援拠点(家庭児童相談室)における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援の実施	児童虐待通告に対し必要な調査等を迅速に実施し、48時間以内の児童の安全確認を行うとともに、児童相談所・警察と連携して適切な対応を行います。 また、関係部署、関係機関との連携により市民に寄り添った相談支援を行うことで、児童虐待等の発生予防に努めます。
8 子ども総合支援拠点(家庭児童相談室)における相談支援体制の充実	児童虐待への迅速かつ的確な対応を行うため、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるほか、職員体制の充実を図ります。
9 要保護児童・DV対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理の実施	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童・DV対策協議会の関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援について協議を行い適切な支援が行われるようにします。
10 養育支援訪問事業の実施	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師などの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。
11 子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援の実施	産前産後におけるヘルパーの派遣や、保護者のレスパイトのための子どもの一時的な預かり(ショートステイ)を行い、親族等からの支援が受けにくい世帯の子育てを支援します。 ①産前産後支援事業 ②子育て短期支援事業
12 児童虐待防止教育の実施	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識をもち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育(GAPプログラムによるワークショップ)を実施します。

	事業名	事業内容
13	児童虐待防止のための啓発事業の実施	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。
14	とよた子どもの権利相談室の運営	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。

※事業内容が子ども総合計画での視点のため、子どもの貧困対策の視点での事業内容を検討中。

共働による支援のネットワーク

参考資料

※番号の網掛けは第2次子ども総合計画策定後の新規事業

事業名	事業内容
1 豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催	妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や、体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、医療・保健・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図ります。
2 子ども食堂支援事業	子ども食堂の立上げや運営に対し、相談対応、運営支援、補助制度や寄付等による運営費の確保などの取組を一体的に実施します。
3 総合相談窓口運営事業	子育てや子どもの発達だけでなく、家庭内の介護、障がい、生活困窮なども含め、あらゆる世代・対象に対する相談を受け、必要な支援に結び付けます。
4 青少年健全育成推進協議会活動への支援	地域における青少年の健全育成の活発化を目指し、青少年健全育成推進協議会の活動を支援します。
5 子ども会活動への支援	子どもたちが子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援します。また、さらに活発な活動を促すため、その方策を検討します。
6 ジュニアクラブ活動への支援	中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなど、地域で活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催します。また、さらに活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討します。
7 主任児童委員活動の支援の実施	地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図ります。また、幼児健康診査未受診世帯の調査訪問をします。

※事業内容が子ども総合計画での視点のため、子どもの貧困対策の視点での事業内容を検討中。

教育の支援

参考資料

※番号の網掛けは第2次子ども総合計画策定後の新規事業

事業名	事業内容
1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	児童生徒・保護者の心のケアや福祉面での支援の充実をめざし、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがより積極的に学校と連携できるように、派遣等による相談体制を強化します。
2 いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進	いじめをしない・させない環境づくりをめざし、児童生徒がいじめの問題について考え、議論したり、よりよい人間関係づくりを促進したりする場や機会をつくり、児童生徒が主体的に活動する取組を推進します。
3 豊田市いじめ防止対策委員会によるいじめ問題対策の点検・見直し	弁護士・精神科医・権利相談室等のいじめ防止の関係機関の連携を基盤とした、豊田市いじめ防止対策委員会によるいじめ問題対策の点検・見直しを行います。
4 適応指導教室の活動内容の充実	不登校児童生徒の学校復帰に向け、適応指導教室において、社会性や自主性を育成する活動内容の充実を図ります。
5 就学支援事業	生活保護受給世帯の子どもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知などの支援を行います。
6 子どもの学習・生活支援事業	経済的理由等により学習環境が整っていない子どもに対し、ボランティア等による集合型学習支援を実施するとともに、生活習慣の形成・改善など家庭全体への支援を行います。
7 親と子の電話相談「はあとラインとよた」	子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介したりするなどして、社会からの孤立を防ぎます。
8 青少年相談センターの相談・支援機能の充実	青少年相談センターにスクールソーシャルワーカー、青少年相談員、少年非行相談員及び児童精神相談員を配置し、青少年の総合的な相談支援体制を整備するとともに、学校や家庭の訪問相談などにより、家庭、学校、地域などへの相談支援を強化します。
9 保育料の軽減	3～5歳児の基本保育料を低く設定し、負担の軽減を図っています。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施します。
10 奨学金の支給	経済的な理由によって修学困難な高校生、大学生などに対し、その学業に必要な資金を支給します。
11 私立高等学校授業料の補助	私立高等学校などに在籍する生徒の保護者に対して、授業料の補助を行います。
12 こども園の給食費の軽減	経済的な支援が必要な世帯に対し、こども園の給食費を免除し、負担の軽減を図ります。
13 小中学校の就学援助制度による負担の軽減	経済的な支援が必要な世帯に対し、小中学校での学用品代、学校給食費用などを援助します。
14 感動体験機会の提供	児童生徒が、音楽、伝統芸能などの芸術文化活動に接することができる機会を提供します。

※事業内容が子ども総合計画での視点のため、子どもの貧困対策の視点での事業内容を検討中。

生活の支援

参考資料

※番号の網掛けは第2次子ども総合計画策定後の新規事業

事業名	事業内容
1 こども園での定員拡大★	こども園の改築に合わせ、0～2歳児の受入枠を拡大します。このほか、幼稚園認可こども園の保育所認可化、こども園分園の整備を進め、0～2歳児の受入枠を拡大します。
2 保育ママ事業	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。
3 一時保育(一時預かり事業)の実施	保護者の疾病などの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園などにおいて児童を保育します。
4 延長保育(時間外保育事業)の充実	こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、午後7時までの延長保育実施園を拡大します。また、こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかにより、午後8時までの延長保育を実施します。
5 休日保育の実施	保護者の勤務などに伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、地域型保育事業により、実施施設を拡大します。
6 病児保育事業	病気や怪我により安静を必要とする児童で、保護者の仕事などの都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施します。
7 3歳児の幼児教育の受け皿の拡大	こども園で3歳児の幼児教育のみの利用を受入れるため、3歳児の幼児教育の利用は私立幼稚園において担ってきたことを踏まえ、民間移管を検討します。民間移管にあたっては、幼保連携型認定こども園への認可変更を検討します。また、私立こども園についても、幼保連携型認定こども園への認可変更を検討します。
8 多様なニーズに対する保育事業	長時間の医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児の保育ニーズに対して実施方法等を検討していきます。
9 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施	放課後児童クラブ指導員を国の基準に基づく支援員へ移行し、運営体制を整えながら児童クラブの質の向上を図り、原則小学校4年生までの就労家庭の児童の生活の場を、学校施設を有効に活用し、確保します。
10 母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃軽減	子育て家庭の住環境安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭については、市営住宅の家賃を減額します。
11 家族形成期支援住戸の整備	市営樹木住宅建替え事業を契機に、この世代の居住を支援する取り組みを実施する。
12 子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業の	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーターが専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。
13 豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催	妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や、体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、医療・保健・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図ります。
14 妊産婦健康診査の実施	妊産婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊産婦健康診査を実施します。

	事業名	事業内容
15	妊娠中の健康教室(パパママ教室)の実施	妊娠中の健康管理や妊娠中の食生活等についての知識を学ぶとともに、子育てについて夫婦で一緒に考えることができる教室を開催します。
16	産前産後支援事業の実施	産前産後の子育て家庭が安心して出産、育児ができるよう、家事育児支援を行うヘルパーを派遣します。
17	産後ケア事業の実施	出産直後において入院を要しない程度の心身不調等により育児が困難である母親に対し、授乳指導や育児支援を行います。
18	おめでとう訪問(乳児家庭全戸訪問事業)の実施	母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児をもつすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安などの解消を図ります。
19	乳児健康診査の実施	医療機関において、生後1か月頃と生後6～10か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行います。
20	3、4か月児健康診査の実施	3、4か月児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容:内科診察、問診、育児相談、事故予防・愛着形成・離乳食についての集団指導
21	1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月児を対象に疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容:内科診察、歯科診察、問診、相談、発達を促す関わり・虫歯予防についての集団指導
22	3歳児健康診査の実施	3歳児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容:内科診察、歯科診察、視力・聴力検査、尿検査、問診、育児相談、発達を促す関わり・幼児の食事についての集団指導
23	乳児期の教室(ベビークラス)の実施	乳児期の早期における母子関係の確立やグループワークによる親同士の仲間づくりを通じて、育児不安の解消を図り、子育て仲間の交流を推進するための教室を開催します。
24	ふれあい子育て教室 の実施	1歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」を親子で楽しみながら学べる場を提供します。
25	ひとり親家庭に対する子育て支援の実施	ひとり親家庭に家事援助のためのヘルパーを派遣したり、母(父)が出張の際に子どもの一時的な預かり(ショートステイ)を行い、ひとり親家庭の子育てを支援します。 ①ひとり親家庭等日常生活支援事業 ②子育て短期支援事業
26	ひとり親相談(母子・父子自立支援員事業)の実施	子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、その他の生活上の問題に対応します。
27	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮して生活を維持することができなくなるおそれのある世帯の相談を受け、自立に向けた支援(家計管理、就労支援等)を行う。
28	育児健康相談の実施	乳幼児の健康・育児不安・栄養について相談できる機会を提供するため、子育て支援センターなどにおいて、保健師・管理栄養士による相談、身長・体重測定を実施します。また、電話による相談も実施します。
29	「とよた急病・子育てコール24」事業の実施	子育てに不安を抱える保護者に対して、看護師や社会福祉士など専門的な知識を持つ者が24時間365日子育てに関する相談などに対応する、「とよた急病・子育てコール24」事業を実施します。

※事業内容が子ども総合計画での視点のため、子どもの貧困対策の視点での事業内容を検討中。

保護者の就労・経済的支援

参考資料

※番号の網掛けは第2次子ども総合計画策定後の新規事業

	事業名	事業内容
1	ひとり親家庭の親の資格取得等支援の実施	ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するために養成機関で修学する場合の修学期間中の生活費負担を軽減するための給付金の支給や、市が指定する教育訓練講座を受講するために要した費用の一部を支給し、より安定した仕事への就職や職場におけるスキルアップを支援します。 ①高等職業訓練促進給付金 ②自立支援教育訓練給付金 ③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【新規】
2	母子家庭等就業支援事業の実施	母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談などの生活支援サービスを実施します。
3	就労支援室の運営	就労を希望する対象者に対して、就労に関する相談、情報提供を実施する総合支援窓口として就労支援室を運営し、青少年の就労を支援します。
4	子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給の実施	中学校修了前の児童を養育している保護者等に対し、児童手当を支給します。
5	ひとり親家庭等に対する手当の適切な支給の実施	父または母がいないか、父または母が障がいの状態にある18歳以下の児童を養育する父または母もしくは養育者に対し、手当を支給します。 ①当ひとり親家庭等支援手当…市が支給 ②児童扶養手当…国が支給 ※支給条件などに多少の相違があります。
6	ひとり親家庭等に対する福祉資金の貸付の実施	母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母または児童、寡婦家庭の本人または子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行います。
7	子ども医療助成	中学校卒業までの子どもの医療に要する保険の自己負担分を助成します。
8	母子・父子家庭医療助成	母子・父子家庭で18歳以下の児童を扶養している母、父及びその児童と、父母のいない18歳以下の児童の医療に要する保険の自己負担分を助成します。
9	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減	放課後児童クラブでは、就学援助世帯には利用者負担金を免除し、負担の軽減を図っています。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施します。

※事業内容が子ども総合計画での視点のため、子どもの貧困対策の視点での事業内容を検討中。